

「第4次大分県子ども読書活動推進計画（素案）」に対する県民意見の募集の結果について

令和2年2月27日
大分県教育庁社会教育課

令和元年12月24日から令和2年1月23日までの間、県民の皆様から募集した「第4次大分県子ども読書活動推進計画（素案）」についてのご意見の概要、ご意見に対する県の考え方及び計画への反映状況を取りまとめましたので公表します。

なお、3人の県民の皆様から延べ12件の貴重なご意見をいただきました。ご協力ありがとうございました。

番号	提出者数	ご意見の概要	県の考え方及び反映状況
1	1	<p>第2章1（1）</p> <p>子どもの読書状況の指標1・2について年齢が上がるにつれて数値が下がる理由の一つに児童書から一般書への移行がうまくできていないのではないだろうか。小中高で生徒の個性・発達段階にあった知的好奇心を伸ばす取組と、読書を結びつける仕組みが必要である。</p> <p>・小中高の学校図書館の協同、情報共有、公共図書館との連携、ヒューマンライブラリー</p>	<p>国の第4次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」推進のための主な方策のポイントに「発達段階に応じた取組により読書習慣を形成」とあり、本計画の重点方針にも「子どもの発達段階に応じた読書習慣の形成」（8頁）を掲げています。また、10頁に方向性を示し、第4章で具体的な取組を記載しています。</p>
2	1	<p>第3章2 重点方針1</p> <p>高等学校においても児童期の取組が必要になる場合があります。資料「子どもの発達段階に応じた取組や支援の方向性」の趣旨は緩やかな移行という解釈をしたい。</p>	<p>資料は一定の方向性を示したものですので、児童生徒の実態を踏まえ、柔軟に活用していただきたいと考えています。</p>

3	1	<p>第4章2 現状と課題</p> <p>専門職員（司書）の長期的な育成が必要。地元の図書館では司書が一定期間で入れ替わり、困ったときに頼れる職員がおらず不便である。</p>	<p>子どもの読書活動を支える人材の育成は重要です。「図書館担当職員（司書）の研修の充実」（15頁）に記載のとおり、市町村立図書館等職員の研修の充実に努めていきます。</p>
4	1	<p>第4章3（2）④</p> <p>学校図書館の整備・充実について</p> <p>将来的には全国学校図書館協議会の「学校図書館メディア基準(案)」に近づけるため確実な対応をお願いしたい。</p>	<p>学校図書館の整備・充実については、「蔵書の整備・充実」（26頁）に記載のとおり、まずは文部科学省が定めた学校図書館図書標準を目標指標とし、図書館の整備を促してまいります。</p>
5	1	<p>第4章3（2）④</p> <p>県立学校の新聞の配備状況はどうか。また新聞はどのように決められるのか？生徒が自発的に読んでいるか実態把握と数値目標が必要である。</p> <p>・新聞社による読み方教室、スマートフォン活用教室</p>	<p>文部科学省調査（平成28年）では県内高等学校の新聞の配備状況は100%で、1校あたり平均2.2紙となっています。</p> <p>計画においては「計画的な資料収集と選定の組織づくり」（26頁）に新聞を含めた資料の選定は、複数の職員からなる組織をつくり、行われるよう学校に働きかけてまいります。</p> <p>「図書館を活用した授業の充実」（25頁）では、新聞を教材として活用する学習活動（NIE等）が展開されることについて記載しています。</p>

6	1	<p>第4章3(2)⑤</p> <p>学校司書の専任配置について、他校や他職種との兼務では職務の遂行に影響が出ることをお伝えする。</p>	<p>前計画では、学校司書の専任配置が高等学校は100%なのに対して、小中学校では46.8%にとどまりました。</p> <p>「学校司書の専任配置の促進」(27頁)に記載のとおり、小学校・中学校への専任配置を市町村へ働きかけてまいります。</p>
7	1	<p>第4章3(2)</p> <p>県内では核となる施設の有無による地域格差が大きく、書店の閉店も増え読書文化の空白地帯が拡大している。学校図書館を地域交流の場として活用できないか。</p>	<p>「学校図書館の適切な開放の促進」(28頁)に記載のとおり、県は学校・地域の実情に応じて学校図書館の地域住民への開放が進むよう促してまいります。この取組がご提案の地域交流の場としても機能していくものととらえています。</p>
8	1	<p>第4章3(2)⑥</p> <p>学校図書館の適切な開放の促進について、学校には誰もいない時間帯にしか図書館に来られない子どもや合理的配慮を要する子どもがいるので、慎重に進めていただきたい。</p>	<p>「学校図書館の適切な開放の促進」(28頁)において、学校図書館の開放については学校教育上支障のないよう、学校長の判断により実態に応じて進めていただくものととらえています。</p>
9	1	<p>人口減少地域では10年先の地域の存続や海外からの労働者との共存について議論しなければならない。図書館のような地域の文化施設に新たな価値を加えて、人の流れを再設計すれば地域に希望が持てる。小さい頃から読書に親しみ、幅広い視点で物事を考えて人と関わることのできる県民を育てていかなければならない。そのためには確実な予算化が必要。</p>	<p>本計画では、幼児期から読書習慣を形成し、発達の過程において読書離れが生じないように、家庭・地域・学校が取り組むべきことと県の方向性を示しています。</p> <p>地域の図書館はその中核的な施設であることから、講座の開催、相談対応、読書関係者の交流など幅広い支援をしていくこととしています。</p>

10	1	<p>国の第四次計画の中には、「家読（うちどく）等」という文言が盛り込まれており、山口県、岡山県、佐賀県は県をあげて「家読」を推進している。県では、読書日記を作成しているが、これを転用する形で家読の推進を図ってはどうか。</p>	<p>子どもを中心に家族で同じ本を読み、感想などを語り合う「家読」は、親子読書として取り組んでいる学校もあり、「読書日記」も活用していただいています。ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>【修正後】</p> <p>第4章1（1）①ア)</p> <p>県は、家庭教育や子育て支援に関する講座等の機会に、読書活動の重要性や図書館の利用方法、読み聞かせや家読（うちどく）の方法などについて紹介を行い、読書活動への理解や、家庭で読書の時間を持つ取組の普及を促します。</p>
11	1	<p>昨年12月に国立青少年教育振興機構が「子どもの頃の読書活動の効果に関する調査報告（速報版）」を公表し、読書をしているものの方が自己理解力、批判的思考力、主体的行動力が高かったと考察しています。第3次計画で不十分だった指標に働きかけるため、この調査報告書をどこかに反映してもらいたい。</p>	<p>計画策定の趣旨（1頁）の記載にあるように本計画は、読書が子どもの読解力、想像力、表現力など生きる力の基礎を養うものであることに鑑み、子どもたちがあらゆる場所で読書に親しむ環境を整備し、生涯にわたる読書習慣の形成をめざして策定しています。国立青少年教育振興機構の今後の最終報告を注視し、計画を推進していきます。</p>
12	1	<p>他県では民間業者に図書館運営を委託する事例が見られるが、図書館運営には無私哲学が必要であるので大分県での民間業者による図書館運営には反対である。</p>	<p>子どもの読書活動推進に向けて、図書館法に定められた図書館の役割や使命を十分に果たせるよう努めてまいります。</p>

教育庁社会教育課生涯学習推進班

電話 097-506-5526

電子メール a31510@pref.oita.lg.jp